

舞姫論争の論理

— 舞姫論争についての一異見 (三) —

嘉 部 嘉 隆

本稿は、既発表の拙稿「舞姫論争についての一異見(承前)」^(五十)の続稿である。前稿は中途で稿が終っているので、本稿は前稿に直接続くよう論をすすめたい。

前稿においては、『江湖新聞』第六十五号所載の「舞姫三評」^(五十一)までを検討してみた。従って、この「舞姫三評」に対する鷗外の駁論を分析して見る必要がある。鷗外の駁論は五月二日に掲載されているようである。以下鷗外の論を引用してみよう。

小説若人物を以て題号とせば、必ず主人公を撰ぶべし、といふことの足下の趣意なるに似たるは、既に前論にても味ひ得たりしが、今に迫りて足下はこれを法の明文に写して、公衆面前に披露せられたり。読みて一步を進むれば又少しく此文の解釈めきたるものを見る。云く主人公は重要主宰の地位に立つが故に人物若くは身分職業を以て小説の題名となすときは、主人公若

くは主人公の身分職業を撰ぶべしと。僕は大声疾呼して天下の小説家と詩人とに告げむ。詩を賦せむとするものも、小説を編まむとするものも、是れよりはいと心安き世の中とこそなりにたれ。一篇の成る毎に、題名は早く既に移動すべからず。早く既に論理的の結果として定まりたり。拈華微笑などと洒落なる語をなすも無駄なり。(中略)紅葉は実に涙の後にかくれて諧謔を弄する者なり、其弊は残忍となるなど、一批了す。僕が如きは悲壮の裏面より笑顔を見せむと幾度か手を着けしが、及ばぬ事と諦めたり。閑話は姑く置き、これなども矢張人物題になほして、判任官とか何とか法文に照らして附けしかた当世にむきたりけむものを、あだ骨折られしは惜しきことなり。舞姫とても同じ。何故に鷗外漁史は太田豊太郎と題せざりけむ。何故に留學生と題せざりけむ。今さらに悔思ふ所ならむ。^(五十二)

又一転しておもへば、舞姫は日記体より出で、所謂我稗^(五十三)の

一種なれば、主人公の資格は我なり。されば気取氏家法の神髓を得て、我などと題せば、足下の称歎にあづかりやせむ。(略)法の説明書に曰く。主人公の名若くは資格若くは職業を撰びて名とすべき所以は、猶一家の門口に戸主の牌を掲ぐるごとしと。但し長篇の複雑などに至りては、初に士人なりしもの商賈となり、又乞丐などとなることあり。かゝるをりには家督相続と一般初篇の題を若侍と云ひ、第二篇のを小間物屋といふなども面白からむと察せらる。足下は又親切にも主人が鰻屋などきは蒲焼と題すべしといふやうにいはるゝ故、さらば留學生などは西洋書などともいふべきかと思へど、レッスンが兵士の幸福は已に法文に乖きたりといはるれば、かかる危きことは思ひとゞまるべきならむ。

聞道らく。露伴子は足下の渴仰して紫雲堆裏に瞻望せらるゝ人なりと。此人の小説の風流は忍月居士といふ人の評にては昨年第一なるよし。題号にも難なしとのことなりき。凡眼にて見れば珠運は太田豊太郎にて、お辰はエリスなる如く見えたり。これも足下の月旦壇上より瞰下さば、仔細あらむ。或は法律上風流は仏なり、人に非ず、故に人物題の条例には抵触せずなどいふ魂胆もあらむ。足下幸に教を垂れよ。

以上が鵬外の「再び気取半之丞に与ふる書」の「其二」の殆ど全文である。注目すべきは、最初の部分で、それまで繰返して来た、「小説は必ず之に題するに主人公の名若くは其資格を以てすべしといふ歎」という一文を除いていることである。しかも論中において

は、逆に小説の主人公が必ず題とならなければならぬと忍月が論じているかのような論旨を展開しているのである。鵬外は「詩を賦せむとするものも、小説を編まむとするものも、是れよりはいと心安き世の中とこそなりにたれ。一編の成る毎に、題名は早く既に移動すべからず。早く既に論理的の結果として定まりたり。」と言う。しかしこれは「小説若人物を以て題号とせば」ということばとは呼応しない。「若……せば」は仮定である。しかるに鵬外は「論理的の結果として定まりたり」と、仮定ではなく断定しているのである。むしろ、「小説は必ず之に題するに……」であれば、「論理的の結果として定」まるであろう。紅葉の「拈華微笑」についても「これなども矢張り人物題になほして、判任官とか何とか法文に照らして附けしかた当世にむきたりけむものを」と言う。「法文に照らして」などという言い方も、人物題が必ず題名にならなければならぬという論旨と判断して差支えあるまい。このように見ると、「小説若人物を以て題号とせば、必ず主人公を撰ぶべし」という文は、むしろこれを除いた方が妥当なのであって、「小説は必ず之に題するに主人公の名若くは其資格を以てすべし」という文と置きかえた方が、首尾一貫するのである。このように、詳細に検討すれば前後矛盾しているが、論法としては、ここで表面上「小説若人物を以て題号とせば」と導入しながら、実質的には「小説は必ず之に題するに主人公の名若くは其資格」でなければならぬように論旨をすりかえているのである。「其一」においては、まだ「必ず」と「若」が並記されていた。ところが、ここでは表面上、「若」が

残りながら、「必ず」だけに限定されてしまっている点については忍月は「舞姫四評」で反論し、鵜外はさらに逃口上を述べているが、それについてはあらためて後に論じる。

「拈華微笑」の題名については、「判任官とか何とか法文に照らして附けしかた当世にむきたりけむものを、あだ骨折られしは惜しきことなり。」と書いたあと、鵜外は「舞姫とても同じ。」と続け、「何故に鵜外漁史は太田豊太郎と題せざりけむ。何故に留學生と題せざりけむ。今さらに悔思ふ所ならむ。」と言う。しかし「舞姫」という題名を「太田豊太郎」とか「留學生」とかえることと、「拈華微笑」を「判任官」とかえることが同じであるかどうか。「舞姫」は人物題であり、「拈華微笑」は人物題ではない。鵜外は人物題である「舞姫」と「拈華微笑」とを「同じ」とすることに、はじめての「小説若人物を以て題号とせば、必ず主人公を撰ぶべし」という前提を成り立たせようとしていると思われる。それを補強するため、「一転しておもへば、舞姫は日記体より出で、所謂我稗の一種なれば」というように、当時としては耳なれない Ich Roman などという外国語の術語を持ち出したり、また引用では省略したが、「但ギョオオテの真仮自伝などと混れむも口惜し」などと、常套手段としての外国作品との比較も表示しているのである。長谷川泉氏は、この「日記体より出で、所謂我稗の一種」という文を重く見て「舞姫」の自解として、とくに注目される。」と言っている。しかし、なにもあらためて鵜外が「自解」を示しているとする必要があるだろうか。「主人公の資格は我なり。(中略)我などと

題せば、足下の称歎にあづかりやせむ。」という部分を引出すために、単に「舞姫」が一人称小説であるという事実を説明したに過ぎないのではないだろうか。鵜外は「我」と題することが、「太田豊太郎」とか「留學生」とか題することとほぼ等しく並べているのである。

次に、鵜外は「法の説明書に曰く。主人公の名若くは資格若くは職業を撰びて名とすべき所以は、猶一家の門口に戸主の牌を掲ぐるごとしと。但し長篇の複種などに至りては、初に士人なりしもの商賈となり、又乞丐などとなるあり。かゝるをりには家督相続と一般初篇の題を若侍と云ひ、第二篇のを小間物屋といふなども面白からむと察せらる。」と言う。しかし、この「長篇の複種」の例などは、人物題をさらに限定して、「資格」「職業」について言っているだけであり、こういう命題が不適当だという例を示しているに過ぎない。その上、この例は「但し」によって接続されているのであるから、いわば特殊例ということになり、やはり忍月の論旨を「主人公の名若くは資格若くは職業を撰びて名とすべき」と限定してしまっていることにかわりはないのである。

これに続いて鵜外は「足下は又親切にも主人が鰻屋なるときは蒲焼と題すべしといふやうにいはるゝ故」と言う。「舞姫三評」における忍月の文は、「身分職業を以て小説の題名となさんとせば主人公の身分職業を以てすべし鰻屋が『蒲焼』の看板を掛け蕎麦屋が『生蕎麦』の看板を掛くると同一なり」となっていて、鵜外が引用している「一家の門口に戸主の牌を掲ぐる」ことと同じく、

「主人公の名若くは資格若くは職業を撰びて名とすべき所以」の比喩になつてゐるのである。決して「主人公が鰻屋なるときは蒲焼と題すべし」などと言つてはいないのである。これなど明らかに一読して曲解とわかる。^(注6) 忍月は早速「舞姫四評」で、「主人公が鰻屋なるときハ蒲焼と題すべしと云ひしことある歟」と反論しているが、これに対し鰻外はぬけぬけと「主人公が鰻屋なるとき蒲焼と題せよとは流石に足下もいはねど、詩題を以て蒲焼の招牌と一般におもふは奇怪ならずや。」と、曲解をあっさり取上げて、矛先を比喩の妥当性に向けかえてゐるのである。

あるいはまた、鰻外は「さらば留学生などは西洋書などともいふべきかと思へど、レッシングが兵士の幸福は已に法文に垂きたりといはるれば、かゝる危きことは思ひとゞまるべきならむ。」という。「留学生などは西洋書ともいふべきか」というような論は、「主人公が鰻屋なるときは蒲焼と題すべし」という曲解をふまえて成り立つてゐる上、「レッシングが兵士の幸福は已に法文に垂きたりといはる」ということも、忍月のことばを曲解してゐるのである。忍月は「ミンナを称して兵士の幸福と称するハ既に人物にあらざ資格にあらざ身分職業にあらざることゆゑ議論外なり」として、人物題とは別問題であることをはっきりと記してゐる。これを「法文に垂」いゝるなどとはどうしても解釈できないであらう。鰻外は忍月の論を、小説の題名には必ず主人公を持つて来なければならぬと言つてゐるよう^(注7)に導くため、かなり強引な方法を用いたわけである。そして最後に鰻外は露伴の「風流伝」を取り上げる。忍月が露伴

を高く評価してゐる点を利用してしたわけである。「聞道らく。露伴子は足下の渴仰して紫雲堆裏に瞻望せらるゝ人なり」といふ。しかし、これは相手が忍月と署名していればすじは通るが、気取半之丞では成り立たない。「露子姫」の中で気取半之丞が露伴についてふれてゐるようなところは全くないからである。これに続いて「此人の小説の風流伝は忍月居士といふ人の評にては昨年第一なるよし。題号にも難なしとのことなりき。」となつてゐる。さらに、「凡眼にて見れば珠連は太田豊太郎にて、お辰はエリスなる如く見えたり。これも足下の月旦壇上より瞰下さば、仔細あらむ。或は法律上風流伝は仏なり、人に非ず、故に人物題の条例には抵触せずなどいふ魂胆もあらむ。足下幸に教を垂れよ。」と結んでゐる。ここで鰻外は気取半之丞即石橋忍月という錯覚をおこしてゐる。というよりは、むしろ気取半之丞をとび越して直接石橋忍月に迫つてゐると言えよう。「法律上」などという表現は明らかに忍月が法料の学生であつたことを念頭に置いてゐる。「聞道らく。露伴子は足下の渴仰して紫雲堆裏に瞻望せらるゝ人なり」とは「此人の小説の風流伝は忍月居士といふ人の評にては昨年第一なるよし。題号にも難なしとのことなりき。(中略)これも足下の月旦壇上より瞰下さば、仔細あらむ。」とは論理的なつながりが、必ずしも明瞭ではない。気取半之丞が忍月居士を「渴仰して紫雲堆裏に瞻望」してゐるならば、「題号にも難なし」という忍月の判断は、気取半之丞もあるいは承認せざるをえないかもしれない。しかし、気取半之丞が「渴仰して(略)」ゐるのは、忍月居士ではなく露伴子であ

る。とすれば、忍月居士が「風流伝」についていくら「題号に難なし」と言つたところで、気取半之丞にはかかわりないということになる。「これ^(注10)も足下の月旦壇上より瞰下さば、仔細あらむ。」という表現は、気取半之丞と忍月居士を区別しているかのように見える。しかし、これに「或は法律上風流伝は伝なり、人に非ず、故人物題の条例には抵触せずなどいふ魂胆もあらむ。」と続くと、忍月が「風流伝」について「題号にも難なし」と考えていることの気取半之丞の弁解となる。つまり、気取半之丞と忍月居士とがかさねあわされたこととすることも可能になる。

このように鷗外の論法はかなりむりを重ねている。すでに指摘したもののほかに、たとえば文中で「僕が如きは悲壯の裏面より笑顔を見せむと幾度か手を着けしが、及ばぬ事と諦めたり。」と言う。表現があいまいなので、どのように解釈すべきかは問題もあると思うが、創作上のことと理解してもいいのではないかと思う。とすれば、相沢謙吉は「僕、本一木強人なり深く詩文に通ずるものにあらず」という人物であるから、この部分はいささか鷗外が素顔をのぞかせたと考えることも可能であろう。この点に関しては忍月は全く気づかなかつたようであるが、「其二」に対しては、忍月は真向から駁論を展開している。忍月の駁論は「舞姫四評」として、五月三日の『江湖新聞』第六十八号に発表された。前半では相沢謙吉を「不能力者」と称し、暗に馬鹿とののしっている。反論の部分は次に引用するとおりである。

(略) 相沢君足下、予ハ足下が昨日の国民新聞に載せたる書

かに拝見せり、然れども予ハ之を拝見して一時ハ是の書果して予に与へられたるものなるや否やとの疑念を生ぜり(中略)予は小説もし人物を以て題号とせば必ず主人公を撰ぶべしと言ひし覚あるも未だ主人公を以て必ず小説の題号に撰ぶべしと云ひし覚あらず、足下曰く気取の法を守らば一篇の成る毎に題名は早く移動すべからざる世の中となりたりと何が故に移動すべからざる歟、予ハ只主人公を以て人物題に撰ぶ所以を説明せしみにて、未だあらゆる小説の題号を主人公の名にせよとハ言はざるなり、試に問はん、予は果して長篇の複裨などに初めて士人なりしものが商賈となり又乞丐となることある場合に、必ず強ひて職業身分を以て題名とせよと云ひしことある歟、主人公が鰻屋なるときハ蒲焼と題すべしと云ひしことある歟、レッシングの「兵士の幸福」ハ法文に乖きたりと云はんとせしことある歟、「拈華微笑」の題ハ改めて「判任官」となすか若くハ其他の身分職業を以て題とすべしと云ひしことある歟、「風流伝」ハ人物題なり若くハ人物題にあらずなど、言ひしことある歟、ア、足下は(中略)議論外のことを喋々して独よかりするものなり、足下ハ他の議論を横にねぢりて強ひて攻撃の材料を附造するものなり、足下が舞姫を改めて、「我」となすも「留学生」となすもソハ御勝手次第なり、もし足下予の前陳の問に對し、一々責を予に担はすることを得ば然る後予ハ重て堂々お相手致すべし、予に對はざる空砲空拳ハ之を局外に立て傍觀せんのみア、足下ハ堂々たる批評家らしき言を出して

其識見殆んど明治の歐外を庄するものゝ如くなるに、独り「舞姫」を論ずるに當つてハ一に何ぞ迂なる、一に何ぞ狂なる、一に何ぞ乱なる

序に白す露伴の冷茶云々は忍月に向つて申さるべし、お門違ひの間ハ此氣取の知る所にあらず、血迷ふたか相沢殿チトおたしなみなされ

このあたりで、忍月はようやく鷗外のトリックに気づいたようである。とくに、「予は小説もし人物を以つて題号とせば必ず主人公を撰ぶべしと言ひし覚あるも未だ主人公を以つて必ず小説の題号に撰ぶべしと云ひし覚あらず」と、「舞姫三評」までには気づかなかつた鷗外の拡大解釈に一矢報いている。これは、「足下曰く氣取の法を守らば一篇の成る毎に題名は早く移動すべからざる世となりたりと何が故に移動すべからざる歟」と、鷗外が苦心して、わざわざ「小説は必ず之に題するに主人公の名若くは其資格を以てすべしといふ歟」という部分を除いて、しかも実質はこの除いた部分に近づけようとした論旨を、見破つた上での筋の通つた反論と言えるであらう。そのあとの「予は果して長篇の複裨などに初めに士人なりしものが商賈となり又乞丐となることある場合に、必ず強ひて職業身分を以つて題名とせよと云ひしことある歟、主人公が鰻屋なるときは蒲焼と題すべしと云ひしことある歟、レッシングの『兵士の幸福』ハ法文に乖きたりと云はんとせしことある歟」という反論も、いづれも鷗外の曲解を、曲解と認めての反論であつたということができよう。このあたりで、忍月は鷗外の論法をかなり把握できるよ

うになつて来ている。これに続く「拈華微笑」の題ハ改めて「判任官」となすか（中略）『風流仏』ハ人物題なり若くハ人物題にあらずなど、言ひしことある歟」という忍月の論は、これは前の部分から続いた筆の勢いと理解すべきであらう。鷗外もさすがに忍月が述べているようには書いていない。「拈華微笑」や「風流仏」は忍月の命題法にあわない（と鷗外が理解している）例として挙げてゐるに過ぎないからである。

「舞姫四評」における忍月の反撃は鷗外のしかけた罠をみごとに見破つているが、その上で、忍月が次のように述べているのは、舞姫論争の終結を考える上で、きわめて重要であらう。忍月は言う。「ア、足下ハ天に向つて唾きするものなり（中略）議論外のことを喋々して独よかりするものなり、足下ハ他の議論を横にねちりて強ひて攻撃の材料を附造するものなり（中略）もし足下予の前陳の問に対し、一々責を予に担はすることを得ば然る後予ハ重てお相手致すべし、予にはざる空砲空拳ハ之を局外に傍觀せんのみ」ここで、忍月は具体的な例はあまり多く挙げていのではないけれども、鷗外が忍月の論旨を拡大解釈し、曲解し、あるいは論理をすりかえていることを指摘したので、同様の論法をとるなら、以後相手にしないことを宣言しているのである。従つて、このあと、鷗外がどのように「舞姫四評」に対したかということが舞姫論争の終結（というより、忍月が「舞姫五評」を書かなかつたこと）にかかわつていふといひ得るであらう。この点については、さらに後に論じたい。

「舞姫四評」の最後近くに、忍月は「足下ハ堂々たる批評家らしき言を出して其識見殆んど明治の歐外を圧するもの、如くなるに」と書いて鵬外をからかっているが、これは先に鵬外が「足下は堂々たる批評家らしき言を出して、其識見殆んど明治の忍月を圧するもの、如く」と忍月をからかった文章を、そのまま逆用しているわけである。しかし、鵬外の場合はただ単に忍月をからかっているに過ぎないが、忍月の場合はむしろ論争方法にかかわって来る。「序に白す露伴の冷茶云々は忍月に向つて申さるべし、お門違いの問ひハ此氣取の知る所にあらず」と、お互いの署名を問題にしているからである。(注12)

鵬外の「再び氣取半之丞に与ふる書」の「其三」は、論旨の上からは直接「其二」に続いている。この部分が発表されたのは、五月四日の『国民新聞』であろうと思われる。この前日の五月三日に「舞姫四評」が発表されているが、「其三」については、むしろ「舞姫三評」に対する論である。例によって、「其三」を引用してみる。

読みてこゝに至らば、足下は將に意を得て云はむとす。見よ爾も亦遂に舞姫の題の不穩当なることを悟りたるにあらずやと。而れども足下の此念を做すは蓋大なる迷なり。(中略)彼新詩律の条目中、小説の題にして人物に取ることあらば、宜しく主人公を以て之に充つべしといへるなどは、僕の固より度外視する所なり。僕は唯姑らく之に従ひて、其なりゆきを見しのみ。

足下は此条目の成立つべき理なりとて、主人公の編中おもなる人なること、猶一家の主人のごとくなりと云ひ、門牌まで引きて論ぜられたれど、是れ人物題の主人公を取るべき所以にあらず、主人公の講釈のみ。主人公の講釈にあらず、主人公の類例のみ。其新詩律の成り立ちに於ける、何の關係する所かあらむ。(中略)類例は説明の力ありて証拠の力なし。僕にして小説の題は一般の詩題と同じく、人家の門牌などに殊なりといはゞ、それまでの事ならずや。詩題は実^マに此の如く没趣味なるものにあらざるなり。

又主人公が編中のおもなる人物なることを証するは難事に非ず。人家の主人、民屋の門牌、鰻屋、蕎麦屋の招牌を援出づるまでのことならず。縦令之を証したればとて、その主人公が人物題の命ぜらるゝとき必ず其撰に中るべきことは、僕の承認する所にあらず。又僕の其理を解する所にあらざるなり。嗚呼、此一妄の足下の許に留まらざるべからざる道理は実^マに一にして足らず。僕は足下の他の諸妄の返壁を待ちて、又稿を継いでこれを論ぜむとす。

この「其三」における鵬外の論旨は、既に鵬外が繰返し述べて来たことを主軸にしており、けれどもない。忍月が「人物題の主人公を取るべき所以」を「門牌まで引きて論」じているけれども、それは「主人公の類例のみ」と、それが比喩であることを指摘し、さらに「類例は説明の力ありて証拠の力なし」と、忍月の立論の論理的でないことを的確に論破している。そして、「詩題は実^マに此の如く没

趣味なるものにあらざるなり。」と、忍月の杓子定規を攻撃している。最後に、「主人公が編中のおもなる人物なることを証するは難事に非ず。」と、暗にそれができない忍月を貶めた上で、自らは証明もせず、「縦令之を証したればとて」と仮定した上で、「その主人公が人物題の命ぜらるゝとき必ず其選に中るべきことは、僕の承認する所にあらず。又僕の其理を解するところにあらざるなり。」と、従来からの主張を曲げていないのである。結びに「他の諸妄の返璧を待ちて、又稿を継いでこれを論ぜむとす。」と言う。これは「其五」の書き出しの部分「足下の所謂再評三評四評等は高架低架幾条の軌路に瀉車の競走するを見る如し。憾むべし、僕が待つ所の他の諸妄に對せらるゝ論は未だ来らず、又彼重複論に至るに逢ひたること。」に照応するようである。

五月五日の『国民新聞』に発表されたと思われる、「舞姫四評」に對する鷗外の見解「其四」は次のとおりである。

僕が足下の人物題法をかりに承認して戯に草せし文は、大に足下に誤解せられたるものに似たり。(中略)僕は心の往くまゝに筆を走らすものにて、足下の如き文学上の立法者ならねば、人にもものいひて必ずこれを守らせむとも思はず、又人の文をおのれが鑄型に嵌めむとも思はず。是ぞ足下が誤解せられし源なる。

氣取の法を守らば、題名は一篇の成る毎に早く移動すべからざる世の中となりたり。氣取は已に人物題を下すものに向ひて

は、主人公の名又は職又は資格を挙げよといふ。此の如く法を立て来らば、事物題には主人公が持物を挙げよなどといはむも遠からじ。僕が論の意は実に此に在り。僕が笑ふ所も亦実此に在り。足下があらゆる小説の題号を主人公の名にせよとは言はざりしことは分明なり。誰も足下をさほどに不思議なる立法者とはおもはざるべし。善き例は足下のこゝにて主人公の名にせよとはいはざりしを相沢しか解したりといはるゝは、主人公の名又は職又は資格にせよとはなどいふべき処なるべきを、足下もかく省きて記し王ふにあらずや。人の文を読むに、かゝる処にのみ心を着けて観るは、心なき業なり。足下の誤解は蓋多く此類なり。

「其四」はかなり長いので、一応ここで切つて、本文を検討してみよう。まず鷗外は、「其二」に對して忍月が「舞姫四評」で展開した論を、「大に足下に誤解せられたるものに似たり。」と述べる。しかし、すでに見て来たように、「舞姫四評」は鷗外の論法を見破つた上で、筋の通つた反論をなしているので、忍月には誤解などなかつたと言つていい。鷗外は自分の論法が論破されたために、「戯れに草せし文」というように、逃げ道を作つた上で、なお「僕は心の往くまゝに筆を走らすものにて(中略)人にもものいひて必ずこれを守らせむとも思はず、又人の文をおのれが鑄型に嵌めむとも思はず。」とのべ、それが忍月の誤解の原因だといふ。この誤解の原因というのもあまり論理的な説明ではなく、むしろ逃口上めいているが、「誤解」の内容に至つては、またも同じ論法を用いて

いるのである。

「氣取の法を守らば、題名は一篇の成る毎に早く移動すべからざる世の中となりたり。氣取は已に人物題を下すものに向ひては、主人公の名又は職又は資格を挙げよといふ。此の如く法を立て来らば、事物題には主人公が持物を挙げよなどといはむも遠からじ。僕が論の意は実に此に在り。僕が笑ふ所も亦実に此に在り。」と鷗外は言う。この部分のはじめは、先に「其二」において出て来たが、「其二」においては、前の文章との組み合わせで、小説の題名には必ず主人公をもって来なければならぬという論旨になっていた。ところが、ここでは文章の組み合わせがちがっている。そのため、「其二」とは多少ちがった意味になっているのである。鷗外はまず「氣取は已に人物題を下すものに向ひては、主人公の名(中略)を挙げよといふ。」と、忍月の論を「人物題」に限定している。^(注4)ところが、ここに「人物題」と限定したのは、そのあと「此の如く法を立て来らば」という条件のもとに「事物題」を対照させることに鷗外の狙いがあったと見られる。そして「事物題には主人公が持物を挙げよなどといはむも遠からじ。」というように、またも忍月の論を拡大解釈するのである。「題名は一篇の成る毎に早く移動すべからざる世の中となりたり。」は、この文章に関する限りでは「人物題を下すものに向ひては、主人公の名(中略)を挙げよといふ。」だけについて言っているのである。しかし、「人物題」「事物題」と対照させることによって、「事物題」に関する命題法までも包括させる効果をもたらして、拡大解釈をカムフラージュしよう

としていようである。「事物題には主人公が持物を挙げよなどといはむも遠からじ。」などという推量は、忍月に対するいいがかりでしかない。忍月は「兵士の幸福」という題名についても「人物にあらざる資格にあらざる身分職業にあらざることゆゑ議論外なり」として、人物題以外は問題にしないことを表明しているのである。それを鷗外が「僕が論の意は実に此に在り。」などと言うのは、論争の中心から全くはなれているのである。忍月に「主人公を以て必ず小説の題号に撰ぶべしと云ひし覚あらず」と攻撃されたため、論点をそらそうとしたときえ取れなくはないのである。まして「足下があらゆる小説の題号を主人公の名にせよ」とは言はざりしことは分明なり。誰も足下をさほども不思議なる立法者とはおもはざるべし。」などというのは、それまでの論とあまりにも相反しているので、見えずいた遁辞としか言えない。既述のように、鷗外は「小説は必ず之に題するに主人公の名若くは其資格を以てすべしといふ歟」という文を付け加え、忍月の論を拡大解釈し、それによって論争を有利にすすめて来たのである。にも拘わらず、「足下があらゆる小説の題号を主人公の名にせよ」とは言はざりしことは分明なり。」などというのは、驚を鳥と言いくるめ、鹿を馬という類である。「誰も足下をさほどに不思議なる立法者とは思はざるべし。」という、その「善き例」として、「足下のここにて主人公の名にせよとはいはざりしを相沢しか解したるといはるゝは、主人公の名又は職又は資格にせよとはなどいふべき処なるべきを、足下もかく省きて記し玉ふにあらずや。」と、「舞姫四評」において忍月が「主人公」とだけ

記して、「主人公の名又は身分職業」などと書かなかつた不備を置いて、「人の文を読むに、かゝる処にのみ心を着けて観るは心なき業なり。」として、忍月の「誤解」を「多く此類なり」としているのは、むしろ鷗外が語るに落ちたというべきなかもしれない。

「其四」はさらに次のように続く。

足下の長篇の複裨などに初に士人なりしもの（これも正さば主人公のとありたし）が商賈となり又乞丐となることある場合に、必ず強て職業身分（こゝも氣取流の誤解を防がむとせば主人公のとありたし）を以て題名とせよと言ひしことなきは洵に然り。長篇の複裨に人物題を設けむとするは何人にも起るべき考なれば、このをり必ず強て氣取家法に乖かじとすれば、逐号換題の必要も起るべし。かゝるときに人物題となるもの、決して主人公に限らざるは已に屢論せし如くなるに、茲に人ありて此複裨に人物題を下きむと定め、さてその人物題は人物の職にせむと定めたるとき、氣取氏は此職を主人公の職にきまりたるやうにいへばこそ僕が挙げし怪事は起るなれ。何者の小説家か此境地に立ちて足下の法を守らむとする。主人公が鱧屋なるとき蒲焼と題せよとは流石に足下もいはねど、詩題を以て蒲焼の招牌と一般におもふは奇怪ならずや。レッスングの兵士の幸福にして足下の法文に乖きしものならずば、何故に小説の人物題の必ず主人公（足下はミンナに当て玉へり）なるべくして、小説の人物境遇題の必ずしも主人公の境遇（例へばミンナの受幣）ならざる理を示せ。拈華微笑につきては、戯に紅葉山人の

ために謀りて、是の如く思を費すまでもなく、人物題を下し、さて氣取法に従ひしかた好かりしならむと云ひしのみ。風流仏はお辰にても可なり、舞姫はエリスにて不可なる理は猶足下の説を聞かまほし。

ここまでがいわば題名に関係のある論であつて、あとはやや感情的な攻撃になつてゐる。鷗外は言う。「足下の長篇の複裨などに初に士人なりしもの（略）が商賈となり又乞丐となることある場合に、必ず強て職業身分（略）を以て題名とせよと言ひしことなきは洵に然り。」と。しかし、「其二」では鷗外は「主人公の名若くは資格若くは職業を撰びて名とすべき所以は、猶一家の門口に戸主の牌を掲ぐるごとしと。但し長篇の複裨などに至りては、初に士人なりしもの商賈となり、又乞丐などとなることあり。かゝるをりには家督相続と一般初篇の題を若侍と云ひ、第二篇のを小間物屋といふなども面白からむと察せらる。」と述べているのである。たしかに、ことばの一つ一つを吟味すれば「面白からむと察せらる」と書いてあるのであつて、決して「題名とせよ」と云つてゐるとは書いていない。しかしここでも「法の説明書に曰く。」という文が最初に来ている。従つて鷗外の所謂「法文」に則して鷗外がかりに題をつければこうなるだろうと言つてゐるのであつて、「面白からむと察せらる。」は、婉曲な表現になつてはいても、「題名とせよ」と云つてゐるという趣旨と実質的には隔りは無い。しかも鷗外は「題名とせよと言ひしことなきは洵に然り。」と平然と釈明し、これに続けて「長篇の複裨に人物題を設けむとするは何人にも起るべき考なれ

ば、このをり必ず強て気取家法に乖かじとすれば、逐号換題の必要も起るべし。」という。もつとも「逐号換題の必要」は必ず起るのではなく、「も起る」のである。つまり「職業身分」に限定した場合である。人物の名であれば、逐号換題の必要はないわけである。たしかに鷗外は「も」と表現している。だが、このような表現であれば、必要でない場合より必要である場合の方が強く印象づけられるであろう。さらに鷗外は「かゝるときに人物題となるもの、決して主人公に限らざるは已に屢論せし如くなるに、茲に人ありて此複雑に人物題を下さむと定め、さてその人物題は人物の職に定めたるとき、氣取氏は此職を主人公の職にきまりたるやうにいへばこそ僕が挙げし怪事は起るなれ。」と続けている。この論法もおかしい。忍月は「長篇の複雑」については何も論じていない。鷗外が「其二」で「一家の門口に戸主の牌を掲ぐるごとし」という忍月の比喩に対して、「但し」と特殊な場合を設定し、これに忍月の命題法の中で、「職業身分」に限定した場合はこうなるではないかと言っているに過ぎないのである。忍月が人物題をさらに「職業身分」でなければならぬと限定していないかぎり、鷗外の挙げた例は特殊例であって、議論のための例というに過ぎないであろう。「其四」においても結局同じことを表現を多少かえて繰り返しているだけと言える。「此複雑に人ありて人物題を下さむと定め」と、まず人物題に限定し、さらに「さてその人物題は人物の職にせむと定めたる」ともう一度限定している。この限定のどちらかを除けば、鷗外という「怪事」は起らないわけである。忍月は「必ず強

て職業身分を以て題名とせよと云ひしことある歟」と、この限定をすでに「舞姫四評」において否定しているのである。それにも拘わらず鷗外は「必ず強て聞業身分（略）を以て題名とせよと言ひしことなきは洵に然り。」と忍月の否定を一応認めながら、なお、同じ論法を用いている。ここで鷗外がこのような無理を重ねながら主張しているのは、「人物題となるもの、決して主人公に限らざる」ことであって、「主人公に限る不都合さを、忍月の論を拡大解釈して展開したわけである。とはいえ、忍月の「舞姫四評」に対する反論としては成り立たない。

「主人公が鰻屋なるとき蒲焼と題せよとは流石に足下もいはねど、詩題を以て蒲焼の招牌と一般におもふは奇怪ならずや。」という鷗外の弁明も、既に指摘したように、あまりにも事実に対しているのである。「其二」において鷗外は「主人公が鰻屋なるときは蒲焼と題すべしといふやうにいはるゝ故」と書いている。たしかに「主人公が」ではなく「主人公」であり、「いふやうに」ということは入っている。だが、実質的には同じものである。面白からむと察せらる」とか「いふやうに」とか、一応の逃げ道を鷗外は作っていたようである。もつともこの逃げ道を生かして主張しているのではないが、言ったことを言わないなどと聞き直るには何らかの準備があったのではないかと思われるのである。

「レッシングの兵士の幸福にして足下の法文に乖きしものならずば、何故に小説の人物題の必ず主人公（足下はミンナを当て玉へり）なるべくして、小説の人物境遇題の必ずしも主人公の境遇（例

へばミンナノ受幣)ならざる理を示せ。」という 鷗外の要求は、また忍月に對する拡大解釈になつてゐる。もともと忍月は「兵士の幸福」は「議論外」としてゐる。そこで鷗外は「人物境遇題」というような概念を議論に持ち込んで、「兵士の幸福」を論争の土俵にのせようとしている。しかし、単なる人物の名や職業身分とちがつて、境遇ということになると、作品の主題と深くかかわつて来る。単なる名前や職業身分とはちがつた基準が必要になる筈である。それを人物題→主人公、人物境遇題→主人公の境遇という図式で問題にしようとしてゐるのであるから、やはり鷗外の拡大解釈と理解して差支えなからう。

「拈華微笑につきては、戯に紅葉山人のために謀りて、是の如く思を費すまでもなく、人物題を下し、さて気取の法に従ひしかた好かりなむと云ひしのみ。」と、戯れにしてしまい、さらに「風流仏はお辰にても可なり、舞姫はエリスにて不可なる理は猶足下の説を聞かまほし。」と鷗外は論点をかえる。だが、忍月はどこにも「風流仏はお辰にても可なり」とは言っていない。また「舞姫はエリスにて不可」というのも意味がよくわからないと言えよう。

「其四」の最後は次のようになつてゐる。

これほどの事は、足下の明弁じ得ぬにもあらざるべきに、かく「チエテル、モルデオ」を叫び玉ふは、僕の足下のために取らざる所なり。曰訳の分らざる人、曰不能力者(中略)曰横にねぢる者、曰迂、曰狂、曰乱、曰血迷、是れほどの雅馴の言を江湖新聞の二段の間に収めたまひし御技術は感服の外なし。

(後略)

第一妄に関する議論は以上で終つてゐる。鷗外は忍月が「露伴の冷茶云々は忍月に向つて申さるべし。お門違ひの間ひハ此気取の知る所にあらず」という反論に對しては沈黙を守つてゐる。このことは鷗外が忍月の反論を認めたと解釈できるだろう。それはまた、鷗外も相沢謙吉という名前を論争の盾としようとしていたためである。

以上のように「其四」を検討してみたが、依然として鷗外は論法を変えず、論理のすりかえ、曲解、拡大解釈などを行なつてゐる。

「舞姫四評」において、すでに鷗外の論法を見破つていた忍月としては、「其四」においても同様の論法と解釈したにちがいない。従つて、「舞姫四評」において、「足下ハ天に向つて唾きするものなり(中略)議論外のことを喋々して独よかりするものなり、足下ハ他の議論を横にねぢりて強ひて攻撃の材料を附造するものなり。」

(中略)もし足下予の前陳の間に對し、一々責を予に担はすことを得ば然る後予は重て堂々お相手致すべし、予に對はざる空砲空拳ハ之を局外に立て傍觀せんのみ」と宣言している忍月は、「其四」に對して反論する必要を認めなかつたのであろう。忍月の宣言にも拘わらず、鷗外があえて同じ論法をとつたところに、舞姫論争が終熄した原因があつたのである。^(註)

以上で第一妄に関する説明は終つたわけである。第二妄に關しては、既に前稿に於て、問題点を指摘したが、なお検討が必要だと考

えている。第三妄以下については本稿でも触れることができなかった。本稿が予定よりもはるかに長くなったため、第二妄以下の解明は次の機会に譲ることにした。続稿は「大阪樟蔭女子大学論集」第10号に発表の予定である。

註

1 「大阪樟蔭女子大学論集」第九号（昭和46・11・1）所載。

2 題目だけはかえたが、むしろ前稿より「舞姫論争の論理」とすべきであった。前稿に直接続くものであるので、依拠した本文の底本など、すべて前稿に同じであり、本稿ではいちいち注記しない。

3 「再び気取半之丞に与ふる書」の「其一」の冒頭の部分から引用した。

4 この本文は『月草』初版本に拠っているので、初出の『国民新聞』ではこの一文が除かれているかどうかはわからない。もし『国民新聞』でもこの一文が除かれているとすれば論旨は変わらないが、『国民新聞』においては除かれていないとすれば、『月草』所収の際、鷗外が忍月の反撃（後述）を認めたと解釈できる。

5 この文は、忍月の文章中では、小説もし人物を以って題号とせば必ず主人公を撰ぶべし（中

略）請ふ君他の戸々の門札を見よ、家族五人あるも十人あるも門札の名は必ず戸主一人の名にして、戸主ハ外に向つて其妻子弟妹の代表者となるに非ずやとなつており、鷗外はかなり要約している。

6 しかし、この場合、忍月の文章と読みくらべてはじめてわかるのであって、『国民新聞』だけを読み、鷗外の論だけに目を通している読者には、忍月がこのようなことを言っているかのよ

うな錯覚をおこさせる効果はある。
7 この点に対する忍月の反論は、「レッシングの『兵士の幸福』ハ法文に乖きたりと云はんとせしことある歟」となつており、これに対しても鷗外は開き直っている感じがあるが、本文中にて後述する。

8 忍月が「風流伝」を論じたものとしては、「新著百種第五号風流伝」（『国民之友』第五卷六十五号、明治22・10・12）と、「昨年の名作」（『国民之友』第六卷第七十三号、明治23・2・13）との二つがある。「昨年の名作」には、予が見て以つて昨年の小説界に超出する傑作と思ふものは実に露伴子の「風流伝」に外ならず

という記述がある。もっとも、この「昨年の名作」も署名は「雑体子」となつており、「忍月居士」ではない。但し、文中に、

君が昨年中に公にしたる「お八重」の如き「露子姫」の如き（中略）「親子」の如き皆な一山百文におつりの来る拙作に

- 非ずや（中略）君の執着心の強きには驚かざるを得ずと、予
 従容答へて曰く予如何に人後に落つるを愧づると雖も（中
 略）予の乳臭の拙作を以つて諸大家先生と雁行せんとするが
 如き勇氣あらんや
 とあるので、雑体子が忍月居士であることは推測できる。
 また、「新著百種第五号風流仏」の方は、署名は「肉食頭陀」
 である。この二つの「風流仏」に関する論の中では、題名につ
 いてはふれていない。
- 9 注8に記したごとく、必ずしも「忍月居士」とは言い難い面も
 ある。
- 10 「これも」の「これ」の指示するものが、ややあいまいであ
 る。「風流仏」を指示しているものと思われるが、あるいは直
 前の「凡眼にて見れば珠連は太田豊太郎にて、お辰はエリスな
 るが如く見えたり」ととれなくもない。
- 11 「再び気取半之丞に与ふる書」の「其一」で、描写の重複を論
 じた部分の文章の一部。『国民新聞』では、四月三十日に掲載
 された部分と思われる。
- 12 この点については、既に前稿あるいは前々稿において問題に
 し、言いつくしているのので、ここでは再述しない。
- 13 「其五」の書き出しの部分についても、前稿あるいは前々稿で
 触れた。しかし、論を解明してゆくに従って、やゝ筆者の見解
 も考え直さなければならなかったように感じられるので、別
 に後に論じたい。
- 14 ここで「人物題」としたのは、当然「舞姫四評」で忍月の反撃
 を受けたため、このあとの部分で、「足下があらゆる小説の題
 号を主人公の名にせよとは言はざりしことは分明なり。（後
 略）」と述べる必要があることからも来ている。
- 15 この点に関しては、前稿を多少修正する必要が出て来たと考え
 ている。
- 長谷川泉氏は
 鷗外は論点のすべてについて論争が完備しないことの不満を
 吐露したが、忍月の方も鷗外を冷くつきはなす態度に出てつ
 いに平行線のまま終息した。「舞姫四評」において忍月が
 「世に訳の分らざる人多し、然れども相沢謙吉氏が如きハ鮮
 矣、又世に不能力者なるものあり一隅さへ大半は誤解して終に
 推悟し得ざるハ勿論拳示したる一隅さへ大半は誤解して終に
 拳示者の労を水泡に帰せしむ、是に於てか予ハ不能力者に向
 ッて弁論説明するの頗る無用なるを知る。」と鷗外を切りす
 てたのである。（『明治文学全集』月報66 「舞姫」論争の
 虚実）
 と言う。しかし忍月は必ずしもきりすてたのではなく「もし足
 下予の前陳の問に対し、一々責を予に担はすることを得ば然る
 後予は重て堂々お相手致すべし」とも言っている。むしろきり
 すてきしたのは鷗外であったと言うべきであろう。